

平成 30 年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第 2 回会議録

内容承認	会長 承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第 2 回）		
日時	平成 31 年 2 月 15 日（金）午後 2 時～ 4 時		
場所	岸和田市立桜台市民センター 3 階 会議室		
出席委員	上杉委員（会長）、石元委員（副会長）、副島委員、奥委員、齊藤委員、野口委員、宮前委員、松本委員、殿本委員、吉田委員、高田委員、吉川委員、杉本委員、西野委員 （以上 14 名出席 欠席 1 名）		
事務局	春木市民環境部長 西村人権・男女共同参画課長、河内参事、古森 関係者：人権教育課 新田指導主事		
傍聴人数	1 人		
次第	・ 岸和田市人権施策基本方針の改訂について ・ その他		
配布資料	・ 次第 ・ 岸和田市人権施策基本方針改訂（案） （資料 1） ・ 岸和田市人権施策基本方針改訂（案）への意見 （資料 2） ・ 参考 （資料 3）		

<議題等>

1. 議題

【案件】岸和田市人権施策基本方針の改訂について

<概要>

会長 寒い時期にお集まりいただき、どうもありがとうございます。

皆様にいただいたご意見を事務局で勘案し、（案）をつくっていただきました。本日はこれを審議いただくこととなります。以前の基本方針は、どちらかと言えば非常に簡略なものでございました。当然、基本方針ができた後、プランをつくる訳でございますので、プランが詳しくなって具体的な施策が入る訳ですから、基本方針はどちらかと言えば圧縮したものにならざるを得ない面もあります。

ただ、今回は前回に比べますと、課題について詳しい記述をしていただき、次のプランにつながりやすいように考えていただいています。全体としてみれば、やはり基本方針でございますので、具体的な施策面についてはプランの方で細かく書かざるを得ないという点がございまして、そういう点で本日、審議をお願い

する訳でございます。

基本方針につきまして、前回の皆様方のご意見を取り入れてはいるものの、配布されている（案）につきましては、事前にご覧いただいて事前に皆様からいただいたご意見をまとめたものが本日配布されています。時間の制約がありますので、こういった形でいただいたご意見を元にして審議を進めはしますが、もちろん、本日ご自由にご意見を出していただくことを妨げるものではありませんと思っていますので、どうぞご自由にお気づきの点をご指摘いただきたいと思います。よろしく申し上げます。では、事務局から簡単に説明をしてください。

事務局 委員の皆様にはたいへんお忙しいところ、たくさんのご意見やご提案を頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

この改訂（案）は、方針という性格上、市の大きな方向性を示すもので、それぞれの人権課題を解決するための具体的な施策については、今後、見直しを進める「岸和田市人権施策推進プラン」に盛り込んでいくこととなります。

本日、この場で頂戴するご意見もあわせ、「個別、具体的な施策に関するもの」に関しては、プラン改訂時の課題とさせていただきますのでご理解賜りますようよろしく願いいたします。

また、方針の施行は2020年の4月をめざしておりますが、この間、関係法令の施行にともなう修正などが必要になった場合は適宜、調整することになりますので、重ねて、ご理解をお願いします。

会長 配布資料の中の「修正（案）」は事務局で勘案したものを記載しているのですか。

事務局 修正（案）は委員が出されたものを記載しています。「修正（案）」も「意見」も委員の皆様からいただいたものです。

会長 まず、全体をとおしていただいているご意見ですが、「方針にどこまで書くのか。プランとの棲み分けをどうするのか」ということです。大まかに言えば、プランとなればどのような取り組みをするかということまで含めて考えていくことになると思っています。

また、「人権・男女共同参画課や庁内関係課だけでなく、社会福祉協議会や教育委員会など、関係諸団体も巻き込んで活動を行っていくべきものだ」という内容を盛り込んで欲しい、伝えたい。」というご意見があります。啓発活動という文言について、となっておりますが、ちょっとお話しいただけますか。

委員 どこでどのような実践をするかがすごく大事だと思います。この方針は基本的なものなので、そこまでは書き込めないかもしれませんが、人権・男女共同参画課だけで持つておくのは惜しいです。市の中でも教育委員会、社会福祉協議会など大きな団体があるので、そちらの方たちとも共有して、差別をしてはいけないという段階にきていますけれども、それが腹に落ちるような実践を市全体でしていただくには、関係する方たちも巻き込むことをここに載せていただきたいと思います。

会長 推進体制の問題とも関係すると思いますけれども、30ページですね。「庁内の推進体制」と「関係機関・団体との連携」と分けて書いてありますが、教育委員会は庁内になると思いますが、社会福祉協議会とかいろいろな関係機関は「3 関

係機関・団体との連携」とも関係のある内容ですね。限られた部署だけではなくて、全体でやっていくことを書くべきだということですね。

委員 共有しないのはもったいないと思います。これだけのものは、なかなか今まで無いです。

会長 1ページから3ページの上まで、「1 国内外の人権尊重の潮流」、「2 岸和田市におけるこれまでの取り組み」について、です。

資料にあります、「SDGs、持続可能な開発目標について言及があった方がいいのではないか」ということと、「大阪府人権尊重の社会づくり条例について、ヘイトスピーチ禁止を盛り込むため条例改訂に向けて動いているので、府の動きを追加して入れてはどうか」というご意見ですね。今、すぐかどうかは別として、最終的には動きに合わせた記述が必要ではないか、というご意見です。補足説明があればお願いします。

委員 SDGsの方は、この方針は改訂したらなかなか変えないものだと思うので、その時の最新のものをに入れておいた方がいいだろうということで、国際的な流れということと、まさに大阪の課題というか、貧困、誰も取り残さないというSDGsの内容は人権と直結しますので、それを入れたらいいという意見を出ささせていただきました。大阪府の方は、動きがどこまでになるのかにもよりますが、今日、大阪府の人権施策推進審議会が開催され、知事から諮問されているようです。岸和田の審議会のように。

1つは、大阪府人権尊重の社会づくり条例における府民及び事業者の責務について。これまで、責務という言葉が多分入ってなかったと思いますが、府民と事業所にも責務があるということを確認したということと、もう1つはヘイトスピーチの解消及び性的マイノリティに対する差別の解消に向けた規定について、というこの2点の諮問を今日の審議会ですておられる。これは、大阪府の報道発表の資料からですが、多分、今日、諮問されましたので、来年度のどこかで条例の改訂となってくると思います。2020年に方針の改訂が終るので、タイミングが例えば、そういったこともふれておいたらいいかなと思いました。

会長 できるだけ最新のものを入れ込むということについては、ご異存はないかと思えます。

2ページの「2 岸和田市におけるこれまでの取り組み」のところで、「なぜ人権擁護都市宣言をしたのかということを入れられるなら入れてはどうか」というご意見をいただいていますね。可能であれば、入れていただければと思います。

次のご意見は、人権に関する法令をしっかりと位置付けること、特に2016年度に施行の障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、これらとの整合性や岸和田市人権施策推進プランの改訂の時期の確認ということですね。よろしいですね。

委員 本日配布資料の人権擁護宣言都市の部分に誤字があります。「その都市の22年前に」は「都市」ではなくて「年」だと思います。

会長 そうですね、これは修正ですね。次に、3ページの「3 基本理念」と今回、設けられました4ページの「4 私の人権」についてご意見をいただきたいと思

います。「権利の行使に伴う責任を自覚し、の責任とは？」というご質問がありますが補足いただくことがございましたらお願いします。

委員 権利というと、義務を果たすから権利がある訳ではないと思いますので、責任、でいいと思いますが、責任とは何だろうという単純な質問です。義務と間違えられたら嫌だなと思いい見を出しました。

委員 人権というのは、個としての存在を認めるということなので、相手も同じだよ、自分だけのものではないよ、ということかと思えます。例えば、内心のことであれば、誰にも危害を加えない、ただ思っているということであれば尊重される程度はものすごく高いのですが、人権でも経済活動の自由というふうになってくるときには、どうしても内心の自由よりは程度が下がるというか、誰かとぶつかりあう機会が多くなるので、誰かの権利と、人権とぶつかったときに調整の必要性はどうしても出てきます。

責任という言葉から想像すると、自分だけでなく相手にも人権があると自覚することが大事なのかなと私は受け取りました。

委員 むしろここは、「権利の行使に伴う責任を自覚し、」というところを取って、他人の権利についても深く理解するとともに、人権を相互に尊重し合うことが重要です、とするのが、文章として自然な流れになるのではと思います。

会長 前段に「自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解する」とありますので、あえて「権利の行使に伴う責任を自覚し、」がなくてもわかるのではないかと、ということですね。

次に、4ページの「様々な行政の役割のうち、最も大切なもののひとつが市民の命と財産を守ることと言えるでしょう。」というところについて、「『命と財産』の表現に違和感。大きく言えば、幸福追求＝権利＝市民の安心・安全を守ることになるのでは？」というご意見です。これは憲法上の規定というのも関連するだろうと思いますが何か補足説明等あればお願いします。

市民の命と財産というのは具体的ではありますが、幸福追求という中で入ってくるものではないか、そういうご意見ではないかと思うのですが。

委員 財産というよりは、要は安心・安全。人権を守ることが言いたいのであれば、財産以外はいいのか、というふうに取りられかねないのでどうでしょうかと、書きました。

委員 とても参考になるご意見だと思います。命という表現を入れたのは、生存権との関係で行政が意識しているのかと思いました。生活保護とか、セイフティネットということで最終的には行政の責任で困っている人を助けないといけないというところがあるので、命という表現をしたのかと。生存にはいろいろあると思うので、ただ命を助けておけばいいというのではなくて、健康で文化的な生活、なので人間らしいレベルというのも入っていると思うのですが。

委員 命はいいんですね、財産ですね。セイフティネットにかかる方は、財産がなくなってセイフティネットにかかる訳じゃないですか。それで、財産っていうのは要らないのかなとおっしゃったのではないかと思います。命は大事です。命あってのことですから。

委員 今回の審議会は、現状をまず認識、把握するということですから、現実的にはどうなのかということを知りたい。もう1つは、特にここで言っていますのは、市民の命って何なんですか、ということですね。具体的にどう説明できますか、どう説明しますか、ということですね。

委員 意見のところに書いていただいている、市民の安心・安全を守ることによって市民の命を守ることにつながるということだと思います。

委員 だったら、市民の安心・安全をということで、もっと具体的に書かないと。市民の命とは市民の安心・安全ですよと説明をするなら、ストレートに述べた方が、この基本的人権のここの理念をもっとハッキリとわかりやすく言えると思いますね。市民の安心・安全・生活を守る、財産というよりも生活ですよ。

会長 市民の安心・安全を守るという言葉をもっと前面に出した方がわかりやすいということですね。「最も大切なもののひとつが市民の安心・安全と生活を守る」ということでよろしいでしょうか。

その次のところ、「日本語がわからない人」というところについて、何かご意見はありませんか。「外国人、コミュニケーションに支援が必要な人」と書いてはどうか、というご意見があるようですが。

委員 外国人という書き方をすれば、国籍に関わります。国籍が外国籍でも、日本語がペラペラの人もいます。今、よく言われる表現としては、外国にルーツのある、という言い方をすることがあります。ただ、この文では日本語がうまくできないというところなので、例として外国人としてあげるのもわかりやすいという意味ではいいのかもしれませんが、ちょっと気になります。

会長 外国にルーツがある人というと、朝鮮半島から来られて在日として生活している人で日本語が達者な人が多いですね。外国人、とひと括りにするのも難しさがあります。外国にルーツがある人、とするにも難しさはあります。だからたぶん、日本語がわからない人、というような表現にしたと思うのですが。

委員 日本語のコミュニケーションに支障がある人。支援が必要な人、でどうでしょうか。

会長 日本語でのコミュニケーション、というともう少し範囲が広がるのですね。

委員 日本人でも聴覚障害者はコミュニケーションに支援が必要です。聴覚障害者の方、手話言語条例の件もありますけど。日本人であって、日本語を理解していてもコミュニケーションがとれない、そういう方もいるのをどう含めるのかですね。

会長 コミュニケーションに支援が必要な人、というと広がって考えられるので、日本人、外国人に関わらず、の問題になってくる訳ですが。

委員 ここで、岸和田市のいろいろな分野にわたる人権の取り組むべき主要課題が出てくる訳ですね。1から始まって。それぞれに対して、岸和田市ではどう取り組んでいくのか、どうしようとしているのか書かれている訳ですね。では、日本語がわからない人というのは取り組むべき主要課題のところ、どう反映されていくのか。そのことから見ると、ここの日本語がわからない人は外国人をさしていると思うのです。取り組むべき主要課題の中での外国人の人権というところから出てくる訳です。

17ページの「6 外国人の人権」というところで、岸和田市はどう取り組んでいますか、ということで、例えば「国際親善協会では、」とか日本語指導がどうか、あります。

それから、特に人権担当課では、「市には外国籍の人たちの生活に密着した支援を担当する部署はありません。まずは、市役所の窓口の各種申請様式を工夫することの提案など、言葉の問題を解消する方策を研究します。」と出てくる訳です。ずっとつながってきている訳です。そういうことからいくと、日本語がわからない人は外国人のことを言っているのではないかと思います。

障害者にもあてはまるのはわかりますが、それは障害者のところでの取り組み課題で、縦割りではないが、そういうことでつながっていつている訳です。

私は、ここの日本語がわからない人とは、外国人のことを言っており、外国人の人権についてはこう書いており、市がこれからどう取り組んでいくか、指針を示しているのだと思います。

会 長 ここは、災害時にと書いてありまして、「災害時に、女性、子ども、乳幼児を抱えた人、高齢で支援が必要な人、障害がある人、日本語が分からない人、性的マイノリティの人」とあります。

今、ご指摘がありましたように、かなり個別課題を意識して書かれていることは事実ですね。コミュニケーションの支援ということからいけば、障害のある人については4ページで明記されている訳ですけれども。だから、それを外国人と書くか、日本語がわからない人と書くか。そういうところの問題もあります。日本語がわからない人ではちょっと逆にわかりにくい。だから、外国人にした方がいい、というご意見ですね。

委 員 できるだけ明確に書いた方がいい。誰？ 何のこと？ と言っているようでは、人権のマスタープランとしていろいろ説明書きを後でつけるようになっては、意味がないと思います。

委 員 やはり気になるのが、外国人という言葉が国籍なので、例えば在日韓国人の方たちが日本にいますので、日本語をしゃべれるのは日本人と変わらないけれど、 枠としたら外国人に入るので、もし、これを韓国人の人たちが見たらどう思うのかというところの視点が人権かなとも思います。

もし、外国人をイメージしたら、例えば、ニューカマーの方とかベトナムの方、北欧の方とか、そういうことを思い浮かべるのかなと気になっているところですね。

委 員 私は日本語がわからない人というのを見たとき、1つは外国人の方かな、もう1つは識字の問題があり、読み書きが不自由な方の問題かなと思いました。確か、岸和田には夜間中学校もあって、在籍している方もいらっしゃると思うのですが、やはりいろいろな苦労の中で、外国人じゃなくても学校に行けなかったりとか、読み書きが不自由であったり、若い人の中でもあるとお聞きするので、狭めてわかりやすい方にするのか、広げていろんなことを包括した方を取るのか、どちらがいいかと思ったりします。

委員 災害時に日本語が分からない人が取り残されてはいけないということですね。先日も飛行機が動かなくて長時間、取り残されました。アナウンスは当然され

ていますがそれが理解できなかつた。そういう人にどう対応するのか。多言語で対応するとか、聞こえなければ、文字で表記するとかですね。外国人かどうかは関係なくて、実際、災害が起きた時にどう対応するのか。日本人でも識字でない、そういう方もまだおられる訳です。例えば、年齢の低い子どもたちもそうですね。

委員　ここでよく読みましたら、括りがあつて、市民の生活と安心を守るということで、災害時にと書いてありますね。災害時に日本語がわからない人でいいのですね。僕も考え過ぎました。災害時にその人の安心・安全を守るために、と言っているの、文章として、これは正しいと思います。これは、このままでいいと思います。

会長　基本的に、日本語がわからないとか文字が読めないとか、そういう人を想定しているということで、そういう趣旨で、もう少し必要なものを書くというぐらいでいかがですか。他にもご意見あればどうぞ。

4ページの「4 私の人権」では、「住みたい場所に住む。好きな勉強をする。愛する人と結婚する。信じたいものを信じる。心の中を表現する。したい仕事をする・・・。」というものに該当するものを後ろで用語解説をつけています。

好きな勉強をする、に該当するものでは学問の自由だけを記載しています。教育を受ける権利も書くべきだということですね。確かに、好きな勉強をするのは、学問の自由だけでいいのか、むしろ、もっと教育を受ける権利の方がストレートではないか、両方書くべきではないか、というご意見だと思います。よろしいでしょうか。

また、愛する人と結婚する、そういう言葉がでていますが、愛する人と結婚する、と言った場合、結婚をしなければならないというふうに受けとめられてしまうのではないかということから、結婚をするかしないかを選択することができる、といった表現ではどうかというご提案です。ご異議はないですか。

委員　異議はないです。

委員　孫が保育園で、他の子どもと一緒にカリキュラムを受けられませんでした。生活発表会でも、うまくできないから一緒にさせてもらえませんでした。皆と一緒に学ぶ環境を保障するのが適切ではないでしょうか。幼児期の「学ぶ保障」も大事ではないかと思いました。

会長　好きな勉強をする、というのが、基礎的なところを保障するというのと別のことと受けとめられるとまずい、と思うんですが。好きな、をつけるかどうかは別して、勉強することを保障する、ということでしょうか。

4ページの「しかし、自分の想いや行動が誰にも邪魔されないことも大切な条件になります。」のところですが、「誰にも邪魔されない」という表現については、「不当に制限されないこと」というご意見ですが、このとおりでいいでしょうか。

その後の、「人が生まれたときから持っている自由と権利である人権」というところですが、「権利」は人(相手)に要求するもの。「自由」と「権利」は並列にはならないのではないか。」というご意見です。

同和対策審議会答申のなかでも、自由と権利という表現が出てきたと思いますが、基本的人権の中に自由権や社会権があるということと関連すると思いますが、

「人権はマイノリティだけのものではないので、人の前に‘すべての’を補う。」というご意見もあります。「すべての人が生まれたときから持っている自由と権利である人権」というのが修正（案）でしょうか。

自由と権利という並べ方についても、これも専門の立場からご意見をいただいた方がいいですね。

委員 権利と言うのは、人に対して要求することができるものというような意味なので、個人はそもそも自由で平等という理念があつて、それを他人とか、想定されるのは権力なのですが、要求するときに権利となっていくのかなと思います。

たぶん、先に自由という言葉が出てくるのは、独立宣言とかそういう時代にはほとんど自由権としか理解されていなかったものが、自由であるだけでは足りないだろうと。国家から干渉を受けないというだけでは足りない部分があつて、弱者とか労働者とか社会経済的弱者に対しては、保障をするための制度を求めうる権利という社会権がでてきました。さきほど出てきた教育を受ける権利というのは、自由だけではなくて、ちゃんと環境を整備する、そういうことまで、ものの種類によっては保障していかないと個人の尊厳につながっていかないのではないかという、歴史的にどんどん追加されていったという部分があります。そういうことを考えると、どうしてもやはり子どもの問題は、例えば、学問の自由だけでは足りなくて、年齢が小さければ小さいほど学習要求はありますが、自ら選択することはできないので、親や国家が学習の整備をしないといけないという場面が出てくるので、それだったら自由だけじゃ足りないという話になるので、このまとめ方だとちょっと少し足りないのかなと思ったのです。

権利の中でも人間らしくあるために重要なものを人権というのであつて、権利である人権というのは表現としてどうかと思ったという意見です。

委員 人権って、基本的に、自分に生まれながらに与えられた権利と理解されていますよね。

委員 貸金請求権も権利ですが、権利にはたくさんあります。人に要求できるもの、ライツというものなので、その権利の中で重要なものを人権と言いますが、権利のすべてが人権になる訳ではありません。

人の生存とか、そういうものに関わるところを人権と言っているので、自由と権利である人権という言い方はちょっとどうかと思います。

会長 人権の中には自由と権利が含まれているけれども、権利すべてが人権というようには普通言わない、という意味ですね。

委員 自由だけでもないです。自由というのは干渉されないということですが、人権の中には制度を求めるとい社会権というものもあり、自由権だけでは足りないという意識があります。

会長 ここは記述の仕方だと思います。「全ての権利が人権という訳ではない」ということですね。

「3 基本理念」や「4 私の人権」のところで、ご意見はございませんか。

委員 4ページの「4 私の人権」のところの、「自分らしく生きる」という一行。これは前後のつながりがないので、取ってしまった方が読みやすいと思います。

会 長 これは見出しでもないので、確かに違和感がありますね。取るということでもよろしいですか。

5～7ページの「5 人権施策の基本方向」のところでご意見をいただきたいと思います。

5ページの「1 人権啓発と教育の推進」の前文の次に、「人権を守っていく市民の自発性を伸展させていくことが必要であり、市と市民が対等なパートナーとして、地域の人権課題を解決していくことができるような自立した市民の育成が必要です。」という文章を追記するという（案）をいただきました。

また、人権啓発と教育の推進の部分には、すべての人は権利の主体であるという権利学習の必要を追記することが必要では。」というご意見です。

それから、「(1) 人権啓発の推進」の「①さまざまなタイプの啓発」のところで、修正（案）のように、もう少し詳しく説明をした方がよいのではないかと、言うご意見です。

また、「(2) 人権教育の推進」の①のところですが、冒頭に「自分は権利の主体であることを学ぶことが必要であり、人権及び人権問題についての理解を深め、」という文章を補っては、というご意見です。

6ページの③の「社会における人権教育・学習の充実・振興を図ります。」の後ろに「市民の力による、人権が尊重された地域コミュニティづくりをめざします。」と補ってはどうかというご意見です。

6ページの「(3) 新しい方法として」のところで、「人権擁護委員以外に、市内のNPOや民間団体との連携で相談をひろっていく仕組みがつかれないか。」というご意見です。現在のこの方針（案）では、市民センターでの人権擁護委員さんの特設人権相談について記載されていますが、他にNPOなどとも連携できないか、ということですね。これからのことを考えて記述しておけば、ということですね。

7ページのドメスティックバイオレンス、DVについてですが、元々、ドメスティックバイオレンスというのは家庭内暴力のことですが、日本で家庭内暴力というと子どもが親を殴ったり蹴ったりするというのが前は問題になったりしました。家庭内暴力という言葉が我々が普通このごろ意識する男女間のものと受けとめられない訳に捉えられてしまうということもあって、わざわざドメスティックバイオレンス、DVと表現しているんですが、そこで、「DVは、本来、家庭内暴力を表す言葉ですが、一般的には『配偶者など親密な関係にある男女間における暴力』という意味で使い、～」と断りを入れる方がいいのではというご意見です。今、よく使われている中身としては、親しい男女間の暴力だということだと、そういう表現をしておいた方がいいということですね。

もう1つは、7ページの「(1) 庁内各部署の連携」の最後ですが、「施策を進めるような働きかけを進めます。」を「施策を進めるような仕組みづくりに取り組みます。」に修正してはどうかというご意見です。後の推進体制とも関連してくるので、これは必要な修正だと思います。

委 員 これは全体の統一に関連しますが、6ページの③のところで、「アイデンティティー」のティーを伸ばしている。

他のところは伸ばしていないので、ここの「一」をとってはどうかと思います。
会 長 用語の統一ですが、一般的には伸ばさないとします。

8 ページからですが、「6 取り組むべき主要課題」です。いろいろな課題についてのご意見です。8 ページの「1 女性の人権」について、「男女は対等である、という文言を追記」というご指摘があり「DV 加害を支えているものへの視点は？」とのご意見です。記述に工夫をしていただきたいと思います。

また、9 ページの「育児や介護の負担を軽減させるための施策の充実など」のところですが、「男性の長時間労働に伴う、女性の家事負担はまだ多い。これは、性別的な役割分担意識が根強く残っているため」とのご意見ですが、これをもう少し具体的に言えば、男性の長時間労働があり、女性の家事負担を前提にそうなってしまうと、両方がそれによって性別役割分担のいろんな問題を抱えていると、もう少し打ち出す必要があるのではないか、ということでしょうか。

ご意見を出していただいた方から補足がありましたらお願いします。

10 ページの「2 子どもの人権」のところで、「必要があります」で終わっているものについて、これはプランとの関係もありますけれども、〇〇の必要があります、というだけではなくて、市はこういうことを考えています、こういうことをしようとしています、ということを書けないかということですね。

それから、「世界、国の動きの中に、改正児童福祉法にみる子どもの権利のことも入れてはどうか？」というご意見です。細かいことは書けないと思いますが、こういうことがありましたということをごきちんとして入れておいた方がいいのではないかとことです。

それから、11 ページの「2 子どもの人権」の最後の岸和田市の枠内のところですが、「無戸籍の子どもが岸和田市ではどうなっているのか知りたい」というご意見です。問題の背景を書くことが必要ではないかということでしょうか。

委 員 無戸籍の問題もある、とふれていただいたらどうかと思いました。

岸和田市でどのくらいの取り組みをしているのか知りたかったので書きました。

会 長 大事な問題ではあるんですけど、こういう問題があることを指摘しておく必要があるのではないか、ということですね。

それから、同じ、11 ページの枠の中ですが、「虐待ホットラインやいじめの相談件数を掲載した方がよいのでは？ 相談の状況一覧にも子どもの相談に関するものはない。」とのご意見です。これは、何か件数を出せますか。

事務局 件数は担当課に照会すれば把握はできると思います。ただ、事務局で懸案に思っておりますのは、冒頭にありましたように方針が長期にわたって使うのであれば、データを載せてしまいますと時間が経過してしまったものという印象を与えてしまいます。方針ではそこまでを記載するのはやめて、プランができた段階で新しい数字を入れ、プランの進行管理をしていくときに、毎年数字を把握し、対応する課題を考えていくのがいいのではないかと考えているところです。

ですから、女性の人権のところ、DV 相談件数を 215 件というふうに入れてはいるのですが、プランの方に数字的なものを記載する方がいいのではないかと考えております。

会 長 プランには書くということですね。

事務局 はい。

委 員 ということは、結果報告をしていこうと欲っている訳ですね。それは大事なことです。

事務局 方針は長期にわたるものですので、プランで毎年の進行管理をして、こういう場で皆様にご報告をしていきたいと考えております。

委 員 配布資料に、子どもの相談に関わるものがありません。今の段階でどうなのか、ということをお次の審議会で教えていただければと思います。

会 長 子どもの相談についての資料ですね。

事務局 事前にお送りしたのものには、子どもの相談の件数がございませんでした。

会 長 子どもの相談について、資料をお次回ご用意いただくということをお願いします。11 ページの枠の中の2つめの●のいじめ対策について、もう少し具体的に書けないかということですが、プランとの関係もありますので、書けるなら方針にも書いていただくということですね。

また、「具体的な取り組みを例示したほうが分かりやすいのでは。専門家と教育委員会が連携し〇〇などの対応をしています。」というご意見ですが、これをもう少し考える必要があるということですね。

11 ページの「3 高齢者の人権」については、全体的に「権利の侵害部分が弱い」というご意見です。人権の観点、高齢者の権利が侵害されているということが窺いにくい、ということでしょうか。「養護者からの虐待以外にも、高齢者の尊厳を傷つけるような事案も依然として発生しています。」とあり、いくつか具体的な例があがってはいます。高齢者の場合、高齢者の自己決定の権利の問題とか、こういう面が出ているかどうかということだと思えますが、高齢者が保護されなければならないというようなことで、その人の自己決定がしばしば無視されたりというようなことを書く必要があると思えます。

委 員 会長がおっしゃったように、どの市町村のこういう方針やプランを見ても、福祉的な内容といいますが、高齢者福祉計画と人権の計画とどう違うのか分かりづらいことがあります。自己決定権のことであるとか。認知症とか介護の問題だけではないと思えます。例えば、恋愛の問題など、いろんなことがでてくるでしょう。そういったいろいろなことを含めて書いた方が、人権的な内容になると思えます。

会 長 ちょっと、また全体を見直して補足していただくということで、よろしいでしょうか。

12 ページの「4 障害者の人権」ですが、「障害者差別解消法部分は、府の条例についてもふれた方がよいのでは？」というご意見ですが、よろしいですね。

また、「合理的配慮についての説明が必要ではないか」というご意見ですが、確かに、合理的配慮というのはわかりにくい面があります。何をもちて合理的配慮というのか、という表現自体が適切かという議論もありましたので、説明は要るだろうということですね。

また、「当事者の想いを聴くのだけれど、まずは対話をして、過度の負担でない

範囲で必要な変更や調整をするというような、補足説明が必要ではないか」というご意見もあります。きちんと対話をして、できることはきちんとして、できないときにはなぜできないということをきちんと説明をして、ということが必要ではないかということですね。

また、「障害者差別に関する相談件数が少ないのはなぜか。障害者自身やその家族への権利教育は？」とのご意見ですが、障害者やその家族が権利擁護に立ち上がりやすい状況にあるのかどうか、ということですね。この点も必要ではないか、ということですね。よろしいですね。

「社会福祉施設の設置に際して地域住民との摩擦（いわゆる施設コンフリクト）の問題」について、（注）でもう少し説明が要するということですね。東京の方で児童福祉施設の設置で住民が反対した、ということもございますし、施設の問題について少し解説する必要があるということですね。

それから優生思想のこともありますね。13ページのまんなかあたり、相模原事件のことを取り入れるのであれば、「障害者の不妊・墮胎手術についても触れるべきでは。」というご意見です。

そういったことで進めるということによろしいでしょうか。

14ページの岸和田市の枠の中で、「共生教育」という言葉がでてきていますが、〇〇などの共生教育というように例を書かないと分かりにくいのではないかと、というご意見です。

また、同じ枠の中で、障害者虐待防止センターということが出てきているんですが、設置された結果どうなっているのか、どういうふうにご利用されたり、機能しているかということに記載する必要があるというご意見ですね。

同様に、岸和田市の取り組みで、ヘルプマークストラップやヘルプカードの記載があるが、分かりにくいので（注）をつけたらどうか、というご指摘があります。

14ページの「5 同和問題」についてです。

「同和对策事業の特別措置法が失効してから、学校教育や職場研修が減る傾向にある。その結果、きちんと学ばずに、イメージやネット情報を鵜呑みにすることで、偏見が増大する。また、当事者と出会った経験がないと思われる人権課題でもある。学校や職場を含め、学ぶ機会をつくっていくことが必要。相談件数からみても、同和問題が解決したとは言えないのでは。」というご意見ですね。

具体的に、人権侵犯、特に部落問題に関しての指摘もありまして、法務省や大阪府市町村でもそれなりに相談件数があるということで、実態を示す必要があるのではないかと、ということでしょうか。

ある程度、差別の問題が書いてあるんですけど、具体的に書き込めるものは書き込んでいくようにとのご意見だと思います。

委員 事務局に質問ですが、特にいろいろな人権課題の中で学校や職場、地域の研修の中で取り上げられる課題の中で、この10年、15年、20年で減った人権課題が同和問題だと思っています。どれぐらい、学校教育、職場の研修で同和問題を取り上げられているのか、どういう取り組み方をされているのか。

また、市内で起こっている、市内の方が関係したような差別事象がどのようなものがあるのか、今、すぐ、ここでは難しいかもしれませんが、次の審議会等で情報提供いただければと思います。

多分、プランの方では具体的に書いていきますし、差別の現実を明らかにしていく調査になっていきますので、意識調査の項目とも関係するのでお教えいただければと思います。

事務局 市民の皆様に対してどのような啓発をしたのかは、こちらで把握できますけれども、企業さんや学校でとなりますと、それぞれ、出来る範囲で照会させていただいたりということにもなってくるかと思しますので、次回までの準備ということでもよろしいでしょうか。

委員 15ページの中ほどより下のあたり、「また、部落差別をなくすためには、『そっとしておくのがいい。寝た子を起こすようなことはしないほうがいい』『同和地区出身の人がかたまって住まずに分散して住めばいい』というような意見があります。」とあります。要するに、寝た子を起こすな論と部落分散論といわれるものがあがっているのですが、その後の文章は、「しかし、正しい知識を持っていない限り、誤った情報に接したときに訂正することはできません。」とあり、その後も、「同和問題への正しい知識を増やし理解を深め、」と続きます。この文章は、寝た子を起こすなというのは誤っているという記述です。

ここに部落分散論が入っているのが余計なような気がします。ここはもう、「同和地区出身の人がかたまって住まずに分散して住めばいい」というのを取って、寝た子を起こすな論だけにして、部落差別をなくすためには、「そっとしておくのがいい。寝た子を起こすようなことはしないほうがいい」というような意見があります。しかし、正しい知識を持っていない限り、誤った情報に接したときに訂正することはできません。だから同和問題に関する教育や啓発が必要なのです、とすると、後につながるような気がしますし、寝た子を起こすな論は間違っているという説明になると思います。

16ページの岸和田市ではの枠のところ、「同和地区が存在しない＝当事者がいない＝差別はない、ということにはなりません。」とあるのはそのとおりなんですけど、一般的に、よく持たれる誤解というのが、部落の人はかたまって住んでいるんだと、特異なコミュニティなんだというような誤解があると思います。ところが実際はどうかというと、戦後、特に顕著ですが、都市型部落だと多くの人が出て行って、また入ってきているという人口の流動化がすごく激しく起こっています。それは周りと全く同じです。

要するに、今の時代、自分が生まれたところで一生を終えるという人ってほとんどいないですね。部落でもそうです。人の出入りはすごくあります。同和地区がないところで、だからと言って、同和地区出身者がいないということは言えなくて、同和地区がなかろうと同和地区出身者はいるということは十分ありうるので、もう少しそこを踏み込んだ説明ですね。改訂（案）の、イコールで結んでいるとおりなんですけれど、市民に読んでいただくのであれば、人口が流動化していて、同和地区がなければ同和地区出身者はいないとは言えない、と文章を少し

付け加えていただければいいと思います。

会 長 分散論はこの文脈では省いておいた方がすっきりするということですね。

委 員 大阪府等の調査で、いわゆる「寝た子を起こすな」というのと「部落はかたまって住むからや」というのは、時代が変わってもずっと同じような率で出てくるのですが、分散論については否定というか、どこかでふれておかなくていいのでしょうか。

委 員 流れとして、今の記述の場所が適切でない、ということです。えせ同和行為の前に、「また一方、分散論という考えもあります」ということで、その間違いにふれておくということです。

会 長 人々の中で、そっとしておくのが良いとか、分散論とか、けっこう根強くあるということですので、文脈を考えて整理して記述するということですね。

委 員 14 ページの4つめの●ですが、「平成 24 年に障害者虐待防止センターを設置しました。」と書いてあるんですが、周知があまり十分ではなく、周りの障害をもった子どもさんのお父さん、お母さんは窓口があるということをご存知なかったです。

先日、市との話し合いの際、例えば、手帳交付の際に虐待防止のステッカーをもらって、それを子どもさんの持ち物に貼らせてもらったりできないかと提案しました。支援される方から虐待を受けたんです。市の人も警察ではないので自分の前で行われていない限り、罰することができないということでした。ヘルパーさんからの虐待が多いので、声を出せない子どもたちの持ち物に貼りたいというのが障害児のお母さんから出た意見です。それをここに書けないとしても、もっと周知するということを書いていただきたいと思います。

ヘルプマークは広報きしわだで周知されているので仲間の人は持っています。

会 長 まだ周知の必要があるということですね。

16 ページの「6 外国人の人権」のところですが、「ニューカマーにとっては日本語の習得も重要な問題です。職場はもちろん医療や子どもの教育など生活全般において、言葉の問題はたいへん厳しい状況にあります。また、生活習慣や文化の違いからくる相互理解の欠如により、近隣住民とのトラブルにつながる可能性もあります。」とあり、これに対して「だから市はどうするのか具体的に書くべきでは。」と指摘されています。法律が公布されたとか、技能研修生の家族の帯同のことがあるため、いろんなことが発生するので施策の検討が必要だと書いていますが、市の姿勢を、具体的な施策はプランの方に出るとしてもここでは何か、言いつ放しになっていないかということです。もう少し、施策でこういう方向を考えていると書く必要があるのではないかというご意見だと思うのですが。

委 員 16 ページに「職場はもちろん医療や子どもの教育など生活全般において、言葉の問題はたいへん厳しい状況にあります」という現状があるので、17 ページの岸和田市の枠の中で、それに対して国際親善協会では英語、スペイン語による医療通訳の支援をしています。そういったことを付け加えていただく必要があると思います。

会長がおっしゃったように、トラブルにつながる可能性がありますと言いつ放

しで、ほんとうにトラブルがあるのか、どんなトラブルがあるのか、市はどうしていくのかという視点がないので、例えば、生活習慣や文化の違いからくる相互理解の欠如は、地域住民とのトラブルを引き起こす可能性もあります、というふうに言った方がもっとわかりやすいと思います。

具体的には、実際に、そういう件数があったのかなかったのかということと、生活支援という立場では、例えば、岸和田市のゴミ回収の曜日を日本語とふりがなと英語をつけてというような点ですね。ゴミ出しが一時、問題になりましたが、実際、岸和田市ではどうだったのか。それらが17ページの枠の下の「言葉の問題を解消する方策を研究します。」というところにつながってきますので、そのあたりの表現と、岸和田市でのこれからの取り組みとして、何か書かれれば、外国人の人権を岸和田市ではどのように認識して、彼らを市民の一人としてどう生活支援していくのかが見えてくると思います。人権ですね。

会 長 ご指摘がありましたように、施策の方向が見えるような形のものにしていくということですね。住民相互の学び合いの機会であるとか、市の方の窓口の整理の問題であるとか、いろいろな方向性というのがあると思いますが、そのあたりを書いていただければと思います。

委 員 16ページにニューカマーという言葉がありますが、これはあまり一般的になっていないから注釈が要るのかなと思うのですが。

会 長 ご存知のない市民の方もいらっしゃると思いますので、注釈がいりますね。今、ご指摘がありましたような、申請用紙の件ですが、もっと具体的に書くべきではないか、どのように問題を解消していくのかということですね。通訳者の問題とか、いろいろあると思うのですが、あんまり細かいことを書けないとしても、方向性ですね。

委 員 17ページの「7 HIV やウイルス性肝炎など感染症に対する偏見や差別」のところですが、「エイズやB・C型のウイルス性肝炎は主に血液を介して感染し、日常の接触では感染しません。」とありますが、やはり性行為での感染が多いので、こういう書き方だとちょっと違っていると思います。

エイズは、HIV が感染して潜伏期間を経てから発症する症状のことですのでエイズではなくて、HIV やB・C型のウイルス性肝炎は主に性行為や血液を介して感染し、となりますね。

委 員 HIV やエイズに関しまして、エイズと書いたり、HIV 陽性者と書いたりする場合もあると思いますが、何が今のところいちばん妥当でしょうか。おっしゃるように、HIV はウイルスの名前なので、ウイルス性肝炎という病名で、ウイルスの名前と病名を併記するというのは変な感じがします。

委 員 よく言うのは、B・C型肝炎ウイルス、HIV 感染者とエイズ患者、エイズ発症者です。21 の症状のどれかが発症するとエイズという状態になります。その状態の人をエイズ発症者やエイズ患者と言います。

会 長 偏見や誤解があるので、正確に書くということですね。

続いて、「北朝鮮という具体的な国名を出していいのか」というご意見ですが、朝鮮民主主義人民共和国というのが正式名称ですが、国の計画では北朝鮮と言っ

ています。国は人権教育・啓発基本計画で人権課題として国内問題を出していたのですが、のちに、北朝鮮当局の拉致の問題を加えました。

委員 拉致が人権を侵害している行為、ということですね。過去には、違う拉致もありましたし、これからも起こりうる。拉致とかテロとか。そういうものも必要かなど。これはこれでわが国の重要な課題ですが。

会長 そうです。拉致が人権問題です。

委員 我々日本人にはわからないんですが、北朝鮮の国民の方には、北朝鮮という呼び方はものすごく蔑んだ表現になるそうなんです。ベトナムとはちょっと違うんですね。

会長 国交をちゃんとしていないことによる呼称ですね。韓国でも、北朝鮮のことを北韓と言ったりすることがあるなど複雑な問題があります。そういった意味で私たちも慎重さというのは必要だろうと思いますね。

ついでに言えば、日本に住んでいた朝鮮出身の人が、戦後日本籍から朝鮮籍にされて、そのうち日韓の国交の条約が結ばれたから朝鮮籍の人の中で、韓国籍にする人がでてきた。しかし、統一するまでは、朝鮮籍のままにいるという人もおられるので、朝鮮籍というのは朝鮮民主主義人民共和国の国籍ということではないですね。その辺はなかなか日本では、きちんと理解されていないというようないろんな問題点を抱えておりますので、どこまで記述できるかの問題はありますけれど、押さえておかなければならないところではあります。

委員 24ページの「14 性的マイノリティの人権」のLGBTのTの説明で、「T(トランスジェンダー。からだの性とは異なる性を自認する人)」とこういう言い方をすると、からだの性が女だったら、女とは異なる性を自認する人で、性自認は男です。ただ、トランスジェンダーというのは、からだの性とこころの性が一致していない人を全部含めてトランスジェンダーと言いますから、全く逆の人だけではないんです。だから、自分のからだは男のからだだけでも、男とは思えないが女でもないという人がいます。男と女の間の女寄りぐらいだけでも完全に女でもないという人もトランスジェンダーですので、この説明は「からだの性とこころの性が一致していない人」という言い方の方がいいと思います。

26ページの第3段落の学校生活の中で非常に生き難さを感じている児童、生徒がいるという話なので、ここで性の多様性を知る教育が必要だということを入れておいてほしいです。生き方で困っている子たちがいる、で終わるのではなく、性の多様性を教えていく。現に当事者がいる訳ですから。孤立している訳なので、そういう人たちを救済するためにも教育が必要だと入れていただければと思います。

会長 「性の多様性について誰もが理解を深めることが大切です。」とありますが、学校教育とかいろいろな場面で実行しなければいけないということをもうちよっと記載していただきたいと思います。

当事者の家族の人権について、ここでは「16 当事者の家族の人権」として記載しています。こうした項目を起こせばいいのか、それぞれの項目のところで家族の人権にふれる方法もあります。

それぞれの人権問題の当事者の家族にふれる必要があるということで出たと思うんですが。例えば、障害のある人の家族の人権を障害者について書かれた項目のところで扱うこともできるのではないかと、思います。そうしなければならないということではないのですが、このへんはどうでしょうね。

委員 私は別々の項にしてほしいと思います。

会長 他にございませんか。よろしいですか。

委員 2つ意見があります。1つは、19ページの「9 刑を終えて出所した人の人権」のところで、地域での支えとか就労とか家族の支えというのが出ていますが、刑務所に入っている人たちは、例えば様々な障害、知的や発達という軽度の障害の中で犯罪を繰り返して刑務所に入るとか、高齢であつてということで、刑務所が一つの居場所になっているという実態もあるので、刑というだけではなく福祉的な視点ですね、社会の生き辛さとかしんどさの視点を入れていただきたいというのが1つです。

もう1つが、29ページの「17 さまざまな人権問題」のところで、これはここにふれられていない他の人権課題の特出しをされている訳ですが、今、自死と自死遺族の問題、自殺の問題とその遺族の問題は減ってきているとはいえ、やはり先進国の中で日本は非常に高い自殺率がありますので、その問題についてもちょっとふれておく必要があると思います。

会長 他にご意見はございませんか。今日はいろいろなご意見が出ましたので、事務局で整理いただいて、一步でも成案に近づけていただきたいと思います。

用語の解説の方が今日は時間の関係で審議できませんでした。既にごらんいただいていると思いますけれど、ご指摘がありましたら事務局の方へご連絡いただいて、今度、審議するときにはこちらも含めて本日の修正とあわせて審議をしていただければと思います。

本日はほんとうに長時間にわたりまして、膨大な資料に基づきながらご審議いただきましてありがとうございます。この後、事務連絡があるようです。

事務局 会議録は後日、皆様にお送りいたします。また、市のホームページでの公開と情報公開コーナーへの設置もさせていただきますのでご了承くださいますようお願いいたします。会議録の確認作業につきましては上杉会長にお願いしたいと考えておりますが、皆様、会長に一任ということでご了解いただけますでしょうか。

今年度の開催は本日で終了となりますが、委員の皆様の任期は、委嘱の日から2年となりますので、年度が変わりましても引き続き、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、次回は6月に開催する予定でございまして、本日はいただきましたご意見を反映した（案）をご確認いただき、素案の完成をめざします。

また、平成32年度の実施を検討しております市民意識調査の調査票の（案）のご審議もお願いしたいと考えております。改めて、ご案内をお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

これで平成30年度第2回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を終了いたします。皆様、本日は、どうもありがとうございました。